

## 第5号議案

令和4年6月25日

### 小平市スキー連盟規約変更点

変更箇所	変更前	変更後	備考
旅費及びコーチ料に関する規定 第二条	3. 日当 業務が四時間未満の場合 二〇〇〇円 業務が四時間以上の場合 四〇〇〇円	3. 日当 業務が四時間未満の場合 二五〇〇円 業務が四時間以上の場合 五〇〇〇円	日当/コーチ料に対する課税分および、物価上昇に伴う増額
	4. コーチ料 指導員等 一日 四〇〇〇円	4. コーチ料 指導員等 一日 五〇〇〇円	